

徳島県告示第六百十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年十二月十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 二 三好市（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)